

新型コロナウイルス（COVID-19）への対応について 野外教育ガイドライン（宿泊プログラム）

千葉YMCA「ガイドライン」の基本的な方向性

- ① YMCA 活動における新型コロナウイルス感染のリスクを最大限に低減させる。
- ② YMCA がめざすポジティブネットのある社会創造とつながりの持続可能性を目指す。
- ③ YMCA 活動に参加するすべての人々の命の安全と心身の健康を守る。

◆感染防止の基本的な考え方

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を踏まえて発表された「新しい生活様式」を参考にし、感染防止の基本である①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗いを中心とし、感染対策に取り組む。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、職員や参加者等の導線や接触等を考慮・リスク評価を行い、場面に応じた対策を検討する。
- (3) 職員・ボランティアリーダーなど事業に携わる全ての人に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
- (4) 文部科学省初等中等教育健康教育・食育課及び専門家会議で発表された「子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしていない」という表現を参考にしたものである。

◆具体的な感染防止対策

- (1) 朝の検温と健康チェックの実施。以下の症状がある方は参加を控える。
 - ① 発熱※（平熱より高く、体調不良を感じる場合についても該当するものとする）
 - ② 倦怠感
 - ③ 呼吸器の症状（息苦しさ）
 - ④ 喉の痛み
 - ⑤ 咳
 - ⑥ 味覚嗅覚がない
 - ⑦ その他新型コロナウイルスの症状に当てはまるもの

(2) 手洗いうがいの徹底

- ① ご飯やおやつを食べる前
- ② プログラムから屋内に戻ってきた時
- ③ 怪我や体調を崩した等の救護活動前後
- ④ トイレ後
- ⑤ 手洗い後のタオルやハンカチはシェアをしない

(3) マスクの着用について

- ① 施設内外の移動時はマスク着用を必須とする。（気温などによる例外もあり）
- ② プログラム中のマスク着用については、感染症以外のリスクを誘発しかねない為、外すこともある。
※常用をさせて欲しい場合は、個別でスタッフにお申し出下さい。
- ③ 大人（スタッフ・保護者・ボランティアリーダー）は、マスクの着用を必須とするが、ボランティアリーダーについてはプログラムの内容により短時間に限り外す場合がある。

(4) 消毒について

- ① 食堂や研修室などに入る際には必ず行う。
- ② 活動で使用する備品（プログラム用品）は使用后、その都度実施する。
- ③ 手洗いうがい後も不十分な場合がある為、消毒を実施する。

(5) 3つの密を避ける（密閉空間・密集場所・密接場面）

- ① 密接場面を作らない
- ② 密集場所を避ける
- ③ 密閉空間とならないよう換気する

野外教育活動の性質上、3つの「密」をすべての場面で避けるのは難しいので、活動中はなるべく分散し、こまめな除菌を徹底する事とし、身体的距離の確保（最低 1m に努める。ファミリーキャンプの場合は各家族間での距離も配慮する。

(6) 活動場所について

- ① 密集を避けるため広い場所を使うようにする
- ② 屋内プログラムの場合は基本窓を開けた状態で活動をする
※常時開放が難しい場合は 1 時間に 5～10 分程換気をする
- ③ 食堂やお風呂など密集しやすい場所については、現地施設と調整し密集しないように配慮する。

- ④ 宿泊部屋は窓を開けるなど換気を徹底する。
- ⑤ 必要に応じて空間除菌薬品（クレベリン等）を各部屋に設置する。
- ⑥ 宿泊人数を減らし密空間を作らないように配慮する。

(7) 事前対策（各ご家庭への依頼）

- ① プログラム当日までに感染者との接触情報や接触の疑いが確認された場合には、YMCA の判断によりプログラムへの参加を認めない場合がある。
- ② 参加者同士（子どもたち）での感染よりも、大人（職員・リーダー・保護者）からの感染の可能性が高いため、プログラム当日から逆算し、2週間前からの健康状態及び行動場所などを注視していただく。（職員・ボランティアリーダー含む）

★上記内容以外にも利用する施設において、新型コロナウイルス感染症に対する対策が実施されております。それぞれの施設と YMCA 間で最善の対策を練り、プログラムを実施してまいります。

◆その他

(1) 偏見・差別について

新型コロナウイルスの流行という、これまでにない状況に直面し、私たちは強い不安を感じています。しかし、新型コロナウイルス感染への不安や怖れによって特定の人や地域、職業などに対して偏見を持つ、嫌悪する、差別をするなどの行為は避けなければなりません。YMCA では、差別につながる以下のような言動や意思表示をいたしません。

- ① 特定の人、地域、国籍、職業などに対し「危ない」「悪い」というレッテルをはる
- ② 上記の人などに対し、侮辱する、不快感を与える言動をする
- ③ 上記の人などに対し、犯罪者扱いをする、敵意を向ける
- ④ ウイルスの流行を理由に仲間外れにする
- ⑤ 定かではない情報や噂を広める

【本ガイドラインの有効期限】

新型コロナウイルス感染症の収束状況を見て判断をします。上記対策実施中においても、新たな情報や感染状況に応じて改定をすることもあります。

**安全のために、はなれていても
わたしたちはつながっています**